

旭川市開発審査会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 78 条第 8 項の規定に基づき、旭川市開発審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 審査会は、委員 5 人をもって組織する。

(委員)

第 3 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 4 条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審査会の会議は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審査会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第 6 条 審査会の庶務は、地域振興部において処理する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 13 年 9 月 17 日条例第 50 号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成 13 年 11 月規則第 70 号で、同 13 年 11 月 19 日から施行）

附 則（平成 28 年 2 月 25 日条例第 11 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。